

令和 7（2025）年度横須賀市立鷹取中学校 部活動年間指導計画

1 指導目標

部活動も教育課程との関連を持たせ、学校教育目標の具現化を図るための重要な教育活動である。そのために次の点を重視して、指導することを目指す。

- （1）部活動を通じて、人間関係を養いながら様々な達成感を培わせる。
- （2）学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を念頭におきながら活動させる。
- （3）生徒の自主性・自発性を尊重した活動にするため、部長と顧問を中心に活動内容を計画的に作り上げていく。

2 指導方針

- （1）顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- （2）年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- （3）生徒の自主的・自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- （4）「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

3 指導体制

- （1）顧問長は校務分掌上の「部活動指導係」とする。
- （2）今年度設置する部は次の通りとし、それぞれの指導体制は複数顧問を置く。

サッカー部
ソフトテニス部
バスケットボール部
バレーボール部
創作部
音楽部
科学部
美術部
駅伝部

※ 駅伝部は駅伝大会に合わせて設置する。

4 年間指導計画

月	学校行事	対外的行事	部活動に係る計画
4 月	春季休業 始業式・入学式 生徒会オリエンテーション 生徒総会 家庭訪問 身体測定		年間計画作成（各部） 4 月活動計画作成 4 月活動実績作成 5 月活動計画作成
5 月	防災訓練 修学旅行		部活動規約生徒確認 部活保護者会 5 月活動実績作成 6 月活動計画作成
6 月	定期試験Ⅰ	ブロック大会	6 月活動実績作成 7・8 月活動計画作成
7 月	三者面談 夏季休業	県総体	7 月活動実績作成
8 月	夏季休業	子どものための音楽会	8 月活動実績作成 9 月活動計画作成
9 月	定期試験Ⅱ	市民体育大会	9 月活動実績作成 10 月活動計画作成
10 月	体育祭 文化部発表会 終業式・始業式	市駅伝競走大会	駅伝壮行会 10 月活動実績作成 11 月活動計画作成
11 月	生徒会役員選挙 定期試験Ⅲ	新人スポーツ大会	11 月活動実績作成 12 月活動計画作成
12 月	三者面談 冬季休業		部室等活動場所大掃除 12 月活動実績作成 1 月活動計画作成
1 月	冬季休業 書初め大会 百人一首大会		1 月活動実績作成 2 月活動計画作成
2 月	新入生保護者説明会 定期試験Ⅳ お別れ遠足		部活会計報告（生徒会・各部） 2 月活動実績作成 3 月活動計画作成
3 月	卒業記念講演 学年レク 卒業式・修了式 春季休業		3 月活動実績作成 次年度への引継ぎ

5 部の設置について

- (1) 部の新設をすることはしない。ただし、下記の部分がクリアできた場合については、検討の余地を残す。
 - ① 現状の職員数が大幅に増員され、3年以上継続される見込みがある場合。
 - ② ①の条件が満たされ、なおかつ、「顧問が3年以上異動しないだろうという予想」「部活に必要な部員数が十分に確保される」「活動場所・内容が明確な場合」とする。
- (2) 部の名称や、活動内容の一部を変更することは、下記の手順によって認める。
 - ① 管理職に相談する。
 - ② 顧問・生徒（必要に応じて、保護者の理解・協力も必要）が十分に理解している。
 - ③ ①、②を前提として、職員会議に提案し、全体場で認められる。
- (3) 4月の本入部時点で、在籍部員数が0または、大会参加出場可能人数に満たなかった場合、廃部の候補とし、存続の検討を行う。

6 部活動に係る経費

- (1) 生徒会より、部活動費として各部に予算配当される。また、各部において、所属する生徒の保護者から、月額500円を上限として活動費（部費）を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
- (2) 各顧問は、部活動に係る経費の収支について、2月末までに教頭に提出する。また、保護者から徴収した場合は、保護者あてに収支報告をする。

7 規約

次に示すものを「鷹取中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいてすべての部において共通の指導をする。本規約は部長会、部活動ミーティング、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。また、活動の実態に即したものとなるよう、内容については、毎年度協議する。

1 入部（退部）の手続き等

- (1) 入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）届を学校に提出する。
- (2) 新年度の2、3年生においては、前年度に所属していた部活への継続（退部）届を提出する。学級担任が承認した後、顧問が集約する。
- (3) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部活を体験することができる。その際、仮入部届を学級担任に提出し、顧問が集約する。

2 活動日

- (1) 活動日は、平日は火・水・金の原則3日、休日は土曜日・日曜日のいずれか1日を原則とする。なお、祝祭日は原則行わない。
- (2) 職員会議・学年会・校内研修会・部会が設定されている日は、原則として活動を行わない。
- (3) 定期試験1週間前は、原則として活動を停止する。ただし、試合・発表が間近な場合は、保護者の承諾を得た上で、1時間程度の活動を認める。
- (4) 公式試合1週間前は、5時間授業の場合のみ30分の延長が出来る。
- (5) 長期休業中の活動は、夏休みは練習試合を含め、公式戦を除き20日以内（閉庁日以

外の日)、冬休みは12/28～1/4以外の日、春休みは職員会議日以外で活動する。

(6)大会1週間前における練習については、下記に示す。

- ・部活顧問長に確認をとり、練習を行ってよい。その場合の練習メニューについては、安全面を最優先したものを作成し、部長に十分指導する。

3 活動時間

(1)平日放課後の活動時間・完全下校時間は次のとおりとする。

① 夏季(定期テストⅣ終了後～前期終了)

5時間授業：17時05分活動終了 17時20分完全下校

6時間授業：17時45分活動終了 18時00分完全下校

② 冬季(後期開始～定期テストⅣ)

17時00分活動終了 17時15分完全下校

③ 午前日課等特別な場合 教務と部活顧問長で相談し、時間を事前に知らせる。

(2)休日・長期休業中は、年間を通じて3時間程度とする。

＊なお、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な時間及び休養日を設定する。

4 活動場所

(1)平日放課後の割り当て

- ・校庭…サッカー部
- ・体育館…バスケットボール部、バレーボール部
- ・その他…テニスコート(ソフトテニス部)、被服室(創作部)、第1音楽室(音楽部)、科学部室・第2理科室(科学部)、美術室(美術部)

(2)武道館の割り当て

火曜日 ソフトテニス部 水曜日 サッカー部 金曜日 要相談

(3)休日及び長期休業中の校庭・体育館の割り当て

学校開放運営委員会時に示せるよう、校庭・体育館を使用する部活で調整する。

5 施設等の使用

(1)部室及び体育館・武道館の鍵は職員室で管理し、所属する部員が借用。開錠、施錠を行う。下校時に、顧問が点検をする。

(2)活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃等をしてもとの状態に戻す。

(3)武道館の練習については、下記の内容を守って使用する。

①ボールを壁や天井にぶついたりしては絶対にしない。

②体育館と同様に、体育館履きを履かなければならない。畳部分については裸足でなければならない。

③雨天での使用する部活は4(2)で示した通り。

6 活動全般

- (1) 活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動させる。部長は活動開始前と活動終了後に顧問と必ず連絡を取る。また、下校前にはミーティングを行う。
- (2) 事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡する。
- (3) 登下校の服装は、標準服または学校指定の体操服や部で認められた防寒着とする。
- (4) 飲み物は、水筒にお茶類かスポーツドリンクを入れて持ってきててもよい。補充用のペットボトルは可。ただし、ゴミは家に帰って捨てる。
- (5) 自転車通学は絶対に禁止。
- (6) 携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止。ただし、許可する必要があると顧問が判断した場合は、登校後に顧問に預ける。その際、登下校時にみだりに扱うことはしない。
- (7) 活動時の服装は、制服または学校指定の体操服、部で認められた服装とする。
- (8) 部員としての自覚を持ち、入部した限り、さぼらず参加し、安易に転部や退部をしない。
- (9) 学校の規則を厳守できない場合は、活動を停止する場合がある。判断については、部活顧問長と生活指導部長等で判断していく。
- (10) 大会や練習試合の際、他の部活の応援は行かない。
- (11) 3年生の最後の大会（発表会）から共通選抜試験までの期間、3年生が部活動へ参加することは認めない。共通選抜試験終了後は、顧問の許可を得て部活動に参加することを認める。ただし、スポーツ推薦で、参加を希望する生徒については、土日に進学先高等学校の練習に参加しなければいけない場合に、怪我の予防のためにその週の部活動の参加を認める。

7 校外活動

- (1) 会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。
- (2) 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度対応可能な範囲を確認し、校長が判断する。原則として、教頭が参加申し込みをして引率をする。ただし、日程的に厳しい場合は、所属学年の職員が引率を行う。

8 その他

- (1) 各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。
- (2) この規約を改訂する場合は、顧問会で協議する。